

## 第2章

# 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

## 子どもと子育てにやさしいまち四日市

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる大切な存在です。

子ども・子育て支援法のもと、子ども・子育て支援新制度における施策の展開にあたっては、「子どもの最善の利益」を基本として、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していく必要があります。

本市では、これまで「四日市市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～令和元年度)」に基づいて、子どもの健やかな成長と子育て家庭への支援を行うことにより、子育て世代が安心して暮らせるまちづくりを目指して施策を進めてきましたが、第2期計画においても、基本理念『子どもと子育てにやさしいまち四日市』を継承しつつ、質の高い就学前教育・保育及び子ども・子育て支援の充実を図るための施策をより一層推進します。

## 2 基本方針

本計画は、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえるとともに、「第1期四日市市子ども・子育て支援事業計画」を継承し、以下の方針のもとで推進します。

1

### 子どもの人権を尊重し 子どもの視点にたつて 子どもの健やかな成長をはぐくみます

子ども・子育て支援法が目的とする「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指し、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、児童の権利に関する条約の精神を踏まえ、子どもの人権を尊重し、子どもの視点に立って、すべての子どもが健やかに育まれる環境づくりを進めます。

2

### 家庭の子育て力をはぐくみ 子育て家庭を支えます

子どもが健やかに成長し、豊かな人間性を形成するうえで、家庭における子育て・教育は原点であり、出発点であるとの基本的な考えのもと、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、家庭の子育て力を高め、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を進めます。

3

### 地域や社会全体で 男女が共同して 子どもの成長と子育てを支えます

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭やひとり親家庭の増加、また、子どもの数の減少や異年齢の中で育つ機会の減少など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。こうした状況の中、子どもが安心して生まれ、子ども同士の関わりあいの中で育ちあうことができるよう、また、子育て家庭が孤立せず、負担や不安を軽減できるよう、男女が互いに尊重しあい共同して子育てを行う意識を高めるとともに、家庭、学校、保育園、幼稚園、こども園、地域社会、企業、行政など、あらゆる社会の構成員が役割を果たし、連携と協力のもとで子どもの成長と子育てへの支援を進めます。

### 3 基本目標

基本理念「子どもと子育てにやさしいまち四日市」の実現に向けて、3つの基本方針のもとで目指す3つの基本目標を柱として施策を展開します。

#### 基本目標 1

#### みんなで支えあい

#### 子どもの成長と子育てを支える環境が整ったまち

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前の教育・保育の提供体制や成長過程に応じた質の高い教育・保育環境を推進するとともに、すべての子育て家庭を対象とした多様な子育て支援サービスの充実を図り、子育ての負担や不安、孤立感の軽減を図ります。また子どもの人権を尊重し理解を深めるとともに、他者との関わりの中で、子どもの主体性、社会性を養い、子どもの心身の健やかな成長と子育て家庭を社会全体で支えるまちを目指します。

#### 基本目標 2

#### 親と子が安心して自立した生活を送れるまち

障害、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援が必要な子どもや家庭に対するきめ細かな支援を行うことにより、すべての親と子が安心して自立した生活を送れるまちを目指します。

#### 基本目標 3

#### 安心して子どもを産み育てられるまち

妊娠・出産期からの途切れのない保健施策を推進することにより、親と子の健康を確保するとともに、妊娠や出産、育児に対する負担や不安、孤立感を解消し、安心して子どもを産み育てられるまちを目指します。